（帳簿の記載）

第六十条の七　法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、法第三十九条の二の規定により行った先行技術調査業務に係る特許出願の件数及び番号並びに交付した調査報告の調査報告番号とする。

2　法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、先行技術調査業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第六十条の八　前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（調査報告の提出）

第六十条の九　特定登録調査機関は、先行技術調査業務を実施したときは、遅滞なく、調査報告を特許庁長官に提出しなければならない。

第六十条の四を第六十条の五とし、第六十条の三を第六十条の四とし、第六十条の二第二項中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改め、同条を第六十条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（調査報告）

第六十条の二　法第三十九条の二の調査報告の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　調査報告番号
二　特定登録調査機関の名称及び登録番号
三　特定登録調査機関の登録の区分
四　先行技術調査業務を行った技術の分野
五　先行技術調査業務を行った年月日
六　先行技術調査業務を行った調査業務実施者の氏名
七　その調査報告に係る特許出願の番号
八　その調査報告に係る特許出願の特許請求の範囲
九　先行技術調査に際して行った技術の検索の条件及び結果
十　調査報告の交付年月日
十一　その他必要な事項

別表第一第一号及び第二号中「、第四十九号及び第五十号」を「及び第五十号から第五十三号まで」に改め、同表第三号から第六号中「、第四十九号及び第五十号」を「及び第五十一号から第五十三号まで」に改める。

別表第三（第六十条の四関係）を別表第三（第六十条の五関係）に改める。

様式第六の備考8を次のように改める。

8　「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権が及ばない事件に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任届により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を援用することができません。」のように、代理権の及ばない事件に係る手続を具体的に記載する。

（文例）

包　括　委　任　状

平成　　年　　月　　日

私は、識別番号○○○○○○○○○（弁理士）○○○○氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

1　すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
1　すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
1　すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
1　すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
1　すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1　すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1　すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
1　すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
1　すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
1　すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
1　すべての特許出願に関する出願公開の請求
1　すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
1　すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
1　すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
1　すべての他人の商標（防護標章）登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
1　上記手続に関する復代理人の選任

住所（居所）
氏名（名称）　㊞

様式第四十一の表面中「第39条」の下に「及び第39条の11」を加え、同様式の裏面中「第39条第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条（第5号を除く。）及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。（以下省略）」を「第39条、第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条（第5号を除く。）及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。（以下省略）第27条、第29条、第31条、第32条及び第35条の規定は、特定登録調査機関について準用する。（以下省略）」に「又は登録調査機関」を「、登録調査機関又は特定登録調査機関」に改め、「（第39条」の下に「又は第39条の11」を加える。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第七条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和五十二年大蔵省令第四十三号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）」を「歳入徴収官事務規定（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）」に改める。

第六条中「歳入関係事務特例省令別紙第二号の二書式」を「歳入徴収官事務規定別紙第四号の十二書式」に改める。

第七条第二項中「第五十四条第八項」を「第五十四条の二第十項」に、「第五十四条の二第十一項」に改める。

附　則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。